

## 第 7 号議案

府中市環境基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市環境審議会の組織及び運営方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市環境基本条例の一部を改正する条例

府中市環境基本条例（平成11年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「15名」を「20人」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 特別の事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。